

青森県報

第二千六百六十四号

平成十八年
八月九日
(水曜日)

目 次

規 則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(健康福祉課) 一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定

(高齢福祉課) 二

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定

(同) 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定

(同) 二

障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課) 三

飼料の試験の結果の概要

(畜産課) 三

公有水面埋立ての免許の出願の要領

(漁港漁場整備課) 四

道路の区域の変更

(道路課) 五

道路の供用の開始

(同) 六

公 告

土地改良区の定款変更の認可

(農村整備課) 六

公 安 委 員 会

警備員の検定合格者審査の実施

(生活安全課) 六

警備員等の検定の実施

(同) 八

規 則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月九日

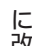
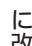
青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十六号

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人が行う事業の補助に関する条例施行規則(昭和三十七年三月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号水中「療養・介護資金」を「療養・介護等資金」に、「又は高齢者世帯」を「障害者(知事から療育手帳の交付を受けている者と同程度と認められる者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と同程度と認められる者を含む。②において同じ。)(属する世帯又は高齢者世帯)に改め、同水の②中「介護費」を「介護等費」に改め、「属する者」の下に「障害者」を、「受けるのに必要な経費」の下に「及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)による障害福祉サービス若しくは自立支援医療の受給又は補装具の購入若しくは修理(以下「障害福祉サービス」の受給等」という。)に必要な経費」を加え、「受給期間中」を「受給又は当該障害福祉サービスの受給等の期間中」に改める。

第二号様式のうち「」を「」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
合資会社もつたいない商事	南津軽郡田舎館村大字畑中宇上野一三八	訪問介護	早稲田ケアサポ ート	弘前市大字早稲田四丁目七の九	平成一八・七・三六
日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一の一	特定福祉用具販売	ひなた宮川	弘前市大字宮川三丁目一七の六アパートメント堅田一〇二号室	"
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の六 ズ森タワー	訪問介護	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	弘前市大字城東中央五丁目一〇	"
亀屋株式会社	岐阜県岐阜市長住町七丁目二	福祉用具貸与	亀屋株式会社弘前店	弘前市大字田園一丁目一二の五	"
株式会社笑美	八戸市小中野六丁目八の三〇	訪問介護	株式会社笑美	八戸市小中野六丁目八の三〇	一八・七・三

青森県告示第五百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
合資会社もつたいない商事	南津軽郡田舎館村大字畑中宇上野一三八	早稲田ケアサポ ート	弘前市大字早稲田四丁目七の九	平成一八・七・三六

青森県告示第五百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第九号の規定により公示する。

平成十八年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
合資会社もつたいない商事	南津軽郡田舎館村大字畑中宇上野一三八	訪問介護	早稲田ケアサポ ート	弘前市大字早稲田四丁目七の九	平成一八・七・三六
北星交通株式会社	弘前市大字本町六四の三	訪問介護	ホームヘルプ ン北星	弘前市大字新寺町六二の一	"
日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一の一	介護予防福祉用具貸与	ひなた宮川	弘前市大字宮川三丁目一七の六アパートメント堅田一〇二号室	"
日本健康開発株式会社	弘前市大字八幡町三丁目一の一	特定介護予防福祉用具貸与	ひなた宮川	弘前市大字宮川三丁目一七の六アパートメント堅田一〇二号室	"
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇の六 ズ森タワー	訪問介護	株式会社コムスン弘前城東ケアセンター	弘前市大字城東中央五丁目一〇	"

亀屋株式会社	岐阜県岐阜市長 住町七丁目二	介護予防 福祉用具 貸与	亀屋株式会社 弘前店	弘前市大字田園 一丁目一二の五	"
株式会社 笑美	八戸市小中野六 丁目八の三〇	介護予防 訪問介護	株式会社笑美	八戸市小中野六 丁目八の三〇	一六・七三

青森県告示第五百八十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十八年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う所	障害福祉サービスの種類	青森県知事 三 村 申 吾
株式会社イリエ	青森市大字安田六字近野三六六の	居宅介護	青森県告示第五百八十一号
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
株式会社イリエ	青森市大字安田六字近野三六六の	いりえヘルパ ン イ ス テ ー シ ョ ン	むつ市大字田名 八部字宮ノ後一九 の
			指定 年月日 平成 一八・八・一

青森県告示第五百八十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十八年七月六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十八年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社イリエ	青森市大字安田六字近野三六六の	外出介護	いりえヘルパ ン	むつ市大字田名 八部字宮ノ後一九 の	"
日本健康 開発株式 会社	弘前市大字八幡 町三丁目一の一	居宅介護	ひなた茂森	弘前市大字茂森 二丁目一の一	"
日本健康 株式有 限会社	弘前市大字八幡 町三丁目一の一	外出介護	ひなた茂森	弘前市大字茂森 二丁目一の一	"
株式会社 絆	つがる市木造千 代町三二の一	居宅介護	介護センター	つがる市木造朝 日一三の六	"
株式会社 絆	つがる市木造千 代町三二の一	外出介護	介護センター	つがる市木造朝 日一三の六	"

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容										
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %		水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の水分 %					
北日本くみあい飼料 株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の7	同 左	くみあい配合飼料 たまご工房	18.6	18.8	5.9	4.20	0.58	2.4	12.8												
		くみあい配合飼料 青森シヤモロック用後期	18.6	19.0	4.4	0.92	0.71	2.7	5.3												
		くみあい配合飼料 ニコーフクテナイアA	18.6	20.5	5.9	0.91	0.66	1.8	5.1												

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百八十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十八年七月十四日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三七〇の一に隣接し、同字玉坂七から一三の一の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第二十系を用いて得た次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス六五四七五・一八一メートル

Y座標 マイナス七七八九三・八八九メートル

の地点 X座標 プラス六五四七五・一二四メートル

Y座標 マイナス七七八九二・二九〇メートル

の地点 X座標 プラス六五四七五・六九〇メートル

の地点 Y座標 マイナス七七八九二・二七〇メートル
X座標 プラス六五四七二・一八〇メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七九三・九三二メートル
X座標 プラス六五四七一・六一四メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七九三・九五三メートル
X座標 プラス六五四七一・四四三メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七八九・一五六メートル
X座標 プラス六五四七二・二四二メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七八九・一二七メートル
X座標 プラス六五四七二・二五三メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七八九・四二七メートル
X座標 プラス六五四二四・三五〇メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七八七・五六八メートル
X座標 プラス六五四二四・五一〇メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七九二・〇六五メートル
X座標 プラス六五五二一・四一九メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七八二・一八八メートル
X座標 プラス六五五一六・八三一メートル

の地点 Y座標 マイナス七七八三一・三六四メートル
X座標 プラス六五五一・六一メートル

の地点 Y座標 マイナス七七八五一・五六三メートル
X座標 プラス六五五二〇・五三三メートル

の地点 Y座標 マイナス七七七八二・六一四メートル
X座標 プラス六五五二〇・五五三メートル

の地点 Y座標 マイナス七七八九二・六二六メートル
X座標 プラス六五五二〇・五五三メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡深浦町大字岩崎字玉坂三七〇の一に隣接し、同字玉坂四の一から一三の地の地先公有水面

2 区域

面積 四、四〇四・一一平方メートル

番号	図面	種	道	路	線	名	変	更	の	区	間	変	更	の	別	敷	地	の	幅	員	敷	地	の	延	長	備	
4	3	2	1	番	号	種	道	路	線	名	変	更	の	区	間	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	考	
青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道	青森道		
青森浪岡線	島守八戸線	弘前田舎館黒石線	島守八戸線																								
青森市大字荒川字筒井三〇一の六から青森市大字高田字日野一六七の六まで	八戸市大字是川字館前一五の三から八戸市大字是川字館前二二の四まで	南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林八四の一から南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林一〇七の二まで	八戸市大字是川字下田中沢一の一から八戸市大字是川字下田中沢二の二まで																								
後	前	後	前	後	前	後	後	前	後	後	前	後	後	前	後	後	前	後	後	前	後	後	前	後	後	前	
二一・〇〇メートルから	一八・五〇メートルから	一九・〇〇メートルから	一六・四〇メートルから	一六・八〇メートルから	一八・九〇メートルから	一〇・〇〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	六・五〇メートルから	
六九五・〇〇メートル	六九五・〇〇メートル	八二・〇〇メートル	八二・〇〇メートル	二二・九八メートル	二二・九八メートル	一一・五・一八メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	九六・〇〇メートル	

3 面積

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からエの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とエの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 X座標 プラス六五三五・二五七メートル
Y座標 マイナス七七八九・一六九メートル

イの地点 X座標 プラス六五三〇・九七七メートル
Y座標 マイナス七七七八・二四六メートル

ウの地点 X座標 プラス六五五八・二八九メートル
Y座標 マイナス七七七九・九七〇メートル

エの地点 X座標 プラス六五五八七・一〇九メートル
Y座標 マイナス七七七八八・八九四メートル

二七、八三九・九二平方メートル

四 埋立地の用途
漁港施設用地

青森県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年九月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

公

告

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
青森県道 青森浪岡線	青森市大字荒川字筒井三〇一の六から 青森市大字高田字日野一六七の六まで	"
青森県道 島守八戸線	八戸市大字是川字館前一二の四まで	"
青森県道 弘前田舎館黒石線	南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林八四の一から 南津軽郡田舎館村大字高樋字深山林一〇七の二まで	平成一八・八・九

青森県知事 三 村 申 吾

平成十八年八月九日

青森県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年九月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

5	県道	時田五所川原線	五所川原市金木町時田桑元九七の二二〇から 五所川原市大字鶴ヶ岡字白旗五の二まで	つがる市牛瀧町村上三〇の四から つがる市牛瀧町鷲野沢一九八まで	後	四・五〇メートルから 三三・〇〇メートルまで	七、七三九・〇〇メートル
後	後	後	前	後	後	後	前
後	後	後	前	後	後	後	前
一・六・〇〇メートルから 一・〇〇メートルまで	四・五〇メートルから 四八・〇〇メートルまで	三三・五〇メートルから 三三・〇〇メートルまで	三三・五〇メートルから 三三・〇〇メートルまで	一・六・〇〇メートルから 一・〇〇メートルまで	三〇、三八五・二〇メートル	七、七三九・〇〇メートル	七、七三九・〇〇メートル
二七〇・〇〇メートル	三〇、三八五・二〇メートル	七、七三九・〇〇メートル	七、七三九・〇〇メートル	一・六・〇〇メートルから 一・〇〇メートルまで	二七〇・〇〇メートル	七、七三九・〇〇メートル	七、七三九・〇〇メートル

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、三戸土地改良区の定款の変更を平成十八年七月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年八月九日

青森県知事 三 村 申 吾

公安委員会

青森県公安委員会告示第七十九号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成十八年八月九日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十八年九月十一日(月)午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条第三号、第四号、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者(検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

1 施設警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)(第一条第一項の表に規定する常駐警備(次号において「常駐警備」という。)(に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)(であつて同条第二項に規定する一級に係るもの(以下「旧一級検定」という。)(に合格した者

2 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの(以下「旧二級検定」という。)(に合格した者

3 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備(次号において「交通誘導警備」という。)(に係る旧一級検定に合格した者

4 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧二級検定に合格した者

6 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備(次号において「貴重品運搬警備」という。)(に係る旧一級検定に合格した者

7 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

1 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十二人

2 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十三人

3 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 三人

4 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 合計二人

四 審査の申請手続き

1 申請受付期間及び受付時間

(一) 申請受付期間

平成十八年八月二十八日(月)から同年九月一日(金)までの間

(二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 申請受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に住所を有する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に住所を有する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証(以下「旧合格証」という。)(を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に住所を有する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則附則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあつては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(一)及び(二)に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者

で青森県内に存する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

- (三) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全企企画課

電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第八十号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十三条第一項の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第七条の規定により公示する。

平成十八年八月九日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十八年十一月二十四日(金) 午前九時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第二号に規定する施設警備業務 一級

三 検定の定員

三十人(予定)

四 受検資格

青森県内に住所を有する者又は青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当する者

- 1 施設警備業務について検定規則第四条に規定する二級の検定(以下「二級検定」という。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者であつて、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- 2 都道府県公安委員会が前1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めらる者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

- (一) 学科試験
 - (1) 警備業務に関する基本的な事項
 - (2) 法令に関すること。
 - (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - (4) 施設警備業務の管理に関すること。
 - (5) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

- (1) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (2) 施設警備業務の管理に関すること。
- (3) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成十八年九月十九日(火)から同年十月二十日(金)までの間(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)に規定する行政機関の休日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請書の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課)

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課)

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

(一) 検定申請書 一通

(二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

(三) 青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面(住民票の写し、自

動車運転免許証の写し等) 一通

(四) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面 一通

(五) 四の1に該当する者は、二級検定(施設警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 各一通

(六) 四の2に該当する者は、一級検定受検資格認定書(施設警備業務に係るものに限る。)(の写し 一通

5 受検手数料

一万六千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 一級検定受検資格認定の申請は、平成十八年八月二十五日(金)までに、検定申請書の提出を予定している警察署(警察署分庁舎を含む。)(を経由して行うこと。

2 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

3 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

4 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭